

クーリング・オフ期間外の合意解約参考表

【クーリング・オフ期間外の解約に対する損料基準】

- 《注 意》 あくまでも下記・損料基準は、業界としての目安であり、契約者の理解を得ることが大前提で、双方合意の上で決められるものである。
但し、誤認行為又は、違法行為等があった契約に関しては、下記損料基準は該当せず、無条件解約が前提である。

記

期 間	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内
未使用損料基準	10%	30%	50%	70%
使用損料基準	30%	50%	70%	90%

1. 上記損料は、一つの目安で絶対的なものではない為、各自譲歩すること。
2. 期間とは、書面による売買契約日（書面受領）が起算日である。
3. 損料基準は、商品の販売価格（税込価格）より算出すること。
4. 70才以上の高齢者契約については、自主規制（自主行動基準）で定めるが、70才以上の高齢者契約は、上記損料基準ではなく最大限譲歩すること。
5. 80才以上の高齢者契約については、契約日（売買契約日）を問わず、無条件解約（数年の常識範囲）をしなければならない。
但し、80才以上の高齢者自体、控えることも必要である。
6. クーリング・オフ期間外の解約で、解約手続きの遅れた原因が妥当な場合は、無条件解約を含めた前向きな対応が必要である。
但し、遅れた原因の理由としては、急病（病気）、事故等による妥当なものと考え、公的機関（医師の診断書、公的証明書等）の証明書を必要とする。